

「草津市住民投票条例」制定方針

1. 条例制定の趣旨

少子高齢化や情報化の急速な進展など、自治体を取り巻く環境が急激に変化し、住民のニーズや価値観が多様化していく状況において、住民の意向に沿った市政運営を行っていくことが重要な課題となっています。一方で、地方分権改革の進展に伴う自治体の自己決定権の拡充が進む中で、住民の福祉に重大な影響を与える可能性のある事項や、住民の意見が大きく分かれるような事項などについては、住民の意思を踏まえて政策決定を行っていくことが、今後一層求められます。

このような状況に的確に対応するために、市政にかかる重要事項について、直接、住民の意思を確認する仕組みである住民投票制度を創設する必要性が高まっています。

この住民投票制度は、間接民主制を補完し、重要な政策の決定や実施にかかわる議論を活性化する仕組みであり、この制度を通じて、住民の市政参加を促進し、より安定性の高い政策の実行が期待できると考えます。

本市では、平成23年6月議会において「草津市自治体基本条例」（以下「基本条例」という）が可決・成立し、基本条例では、住民に重大な影響を及ぼす市政に関わる重要事項について、直接、住民の意思を確認するための住民投票制度のあり方について述べられているところであり、住民投票の具体的な手法や仕組みの詳細については、別途に条例を定めることとしており、ここに「草津市住民投票条例」の制定を目指すものです。

2. 条例の内容

住民投票に関する手続きなどについて規定するものである

【盛り込む項目の主なもの（例）】

- ・住民投票に付することができる重要事項
- ・住民投票事項の形式
- ・必要署名者数
- ・投票資格者
- ・投票の方法
- ・結果の扱い
- ・住民投票運動 など

3. 制定スケジュール

平成24年	3月	住民投票条例の主な論点の整理
	4月～ 8月	論点に基づく検討
	9月～10月	パブリック・コメント実施
	11月～12月	議案提案・審議
平成25年	1月～ 3月	条例の周知
	4月～	「住民投票条例」施行

4. 制定に向けた体制

住民投票条例制定作業の円滑な推進を図るため、組織体制等は次のとおりとする。

(1) 組織体制

◆住民投票条例検討委員会

7名で構成され、専門的、多角的な観点からの意見をいただき、条例の研究を行い、条例項目を検討する。

【検討委員メンバー】

・学識経験者	3名
・まちづくり関係	2名
・公募市民	2名

5. 制定までのプロセス

草津市自治体基本条例に盛り込まれている「住民投票」に関する内容を踏まえ、市民等とともに条例項目の検討を進めます。

① 委員公募等

- ・ 住民投票条例検討委員会の市民委員を募集
(無作為で抽出した市民に、市民委員の参加依頼をし、参加希望の市民に対して、委員を委嘱する。定員を超えた場合は、公開抽選により決定する。)

② 住民投票条例検討委員会の開催

- ・ 条例の研究や、他市事例の研究
- ・ 条例に盛り込むべき項目の検討

- ③ 庁内協議や、法的整理作業等を行う。(事務局・関係部局)
 - ・ 条例制定に向けた庁内会議での協議や、議会との協議
 - ・ 事務局にて、法規担当者とともに条例案の法的整理作業を実施

- ④ 条例案の公表
 - ・ パブリック・コメントの実施

- ⑤ 条例案を議会に提案

- ⑥ 条例施行（平成25年4月1日予定）